

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

2020年10月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

2020年10月30日制定

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

はじめに

我が国の全土に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症」という。）による、失業や収入・売上の大きな減少によって、住宅ローンや事業性ローン等を借りている個人や個人事業主がこれらの債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への支援は、新型コロナウイルス感染症の影響からの着実な立て直しのために極めて重要な課題であり、自然災害の被災者支援に関して策定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」において、金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、本特則を策定・公表するものである。

1. 目的

本特則は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）を補完するものとして、自然災害ガイド

ラインを新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の本特則における対象債務を弁済できなくなった個人の債務者（個人事業主を含む。以下同様とする。）であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者に適用する場合の特則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的とするものである。

2. 本特則の適用日

本特則の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者への適用は、2020年12月1日から開始する。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る基準日

本特則における新型コロナウイルス感染症の影響に係る基準日（以下「基準日」という。）を、2020年2月1日※とする。

※ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が施行された日

4. 対象債務

本特則における対象債務は、対象債権者に対する債務のうち、以下に掲げる債務を対象とする。

- （1）2020年2月1日以前に負担していた既往債務
- （2）2020年2月2日以降、本特則制定日（2020年10月30日）までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上げ等の減少に対応することを主な目的として以下のような貸付け等を受けたことに起因する債務
 - ① 政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
 - ③ 民間金融機関における個人向け貸付け

5. 対象となり得る債務者及び債権者

（1）次のすべての要件を備える個人である債務者は、本特則に基づく債務整

理を申し出ることができる。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上げ等が減少したこと（具体的には、基準日以前の収入や売上等に比して自然災害ガイドライン第6項（1）の債務整理開始申出日時点における収入や売上等が減少していること）によって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の本特則における対象債務を弁済することができない又は近い将来において本特則における対象債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
 - ③ 基準日以前に、対象債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
 - ④ 本特則に基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
 - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
 - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由がないこと。
- （2）対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社（以下「保証会社等」という。））とする。ただし、本特則に基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。
- （3）対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本特則に基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6. 調停条項案の種類の追加

(1) 住宅資金特別条項を含む調停条項案

債務者が住宅を手放すことなく生活や事業の再建を希望する場合、自然災害ガイドライン第8項(2)①又は②に定める調停条項案を作成する方法のほか、住宅資金貸付債権（民事再生法第196条第3号）について住宅資金特別条項（民事再生法第196条第4号）と同様の内容の条項を定める調停条項案を作成する方法によることができる。この場合において調停条項案は民事再生法第198条および第199条を以下のとおり読み替えた上で満たす内容のものとする。

なお、住宅資金貸付債権以外の債権の弁済期間は原則5年以内とする。

民事再生法	自然災害ガイドライン
再生債務者	対象債務者
再生債権者	対象債権者
再生計画	調停条項案
再生手続開始の申立	債務整理開始の申出
再生計画の認可	特定調停の成立※
再生計画の認可の決定の確定	特定調停の成立※

※特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第22条により適用される民事調停法第17条の決定が確定したときは、その確定。

(2) 一時停止の例外

対象債務者は、本項(1)の調停条項案（住宅資金特別条項を含む調停条項案）の作成を検討する場合には、自然災害ガイドライン第7項にかかわらず、対象債務者の選択により、住宅資金貸付債権について約定返済を継続することができる。この場合、対象債務者は、全ての対象債権者に対し、当該約定返済の継続について通知する。通知を受けた対象債権者は、通知を受けた後10営業日以内に、当該約定返済の継続に異議を述べる事が出来る。但し、対象債権者は、合理的な理由なく異議を述べることはできない。

上記の場合において、対象債権者から異議が述べられた場合又は本項(1)の調停条項案（住宅資金特別条項を含む調停条項案）を作成しな

いことが確定したときは、対象債務者は、速やかに、住宅資金貸付債権の弁済を一時停止し、全ての対象債権者にその旨を通知する。

7. その他

本特則に定めのない事項については、自然災害ガイドライン、同 Q&A、その他自然災害ガイドラインの運用による。

以 上